資料１

「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」に対する当委員会の考え方について（案）

１．経緯

公正取引委員会では、成長戦略フォローアップ（令和元年６月 21 日閣議決定）等を踏まえ、「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」（以下「優越的地位の濫用に関する考え方（案）」という。）の取りまとめを進めている。当該内容について、個人情報保護法に関係する内容が含まれていることから、今般、意見公募に付す前に、当委員会に対して協議があったもの。

２．「優越的地位の濫用に関する考え方（案）」の概要

「優越的地位の濫用に関する考え方（案）」では、独占禁止法の運用における透明性、デジタル・プラットフォーマーの予見可能性を向上させる観点から、個人情報等の取得又は利用におけるどのような行為が優越的地位の濫用として問題になるか整理。具体的には、他法令（個人情報保護法含む）に違反する場合のほか，違反しない場合であっても、優越的地位の濫用として問題になりうることを明示し、具体的な場面に落とし込んだうえで想定される行為類型を整理。

（例）　自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対し、サービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等の経済上の利益を提供させる場合

⇒　独占禁止法の観点では（利用目的の通知等や同意があったとしても）不当に不利益を与える行為に該当する場合がある

３．当委員会の考え方（案）について

個人情報取扱事業者による個人情報の取扱について具体的な事案が発生した場合には、当委員会が個人情報保護法上問題ないかの観点から執行の是非を判断し、公正取引委員会は独占禁止法上問題ないかの観点から執行の是非を判断することになる。

両委員会の判断は、所管する法令に基づきそれぞれが独立して行われるものであるが、当委員会の考え方について別紙１のとおり取りまとめ、公表することとしたい。

４．今後の見通し

８月下旬	公正取引委員会が「優越的地位の濫用に関する考え方（案）」のパブコメ開始（予定）

（参考）

成長戦略フォローアップ（令和元年６月21日閣議決定（抄））

〇Society 5.0 の実現の実現
　１．デジタル市場のルール整備
　　（２）新たに講ずべき具体的施策
　　　①　デジタル・プラットフォーム企業への対応
　　　　・現行の独占禁止法の優越的地位の濫用規制をデジタル・プラットフォーム企業による対消費者取引に適用する際の考え方の整理を2019年夏までに行い、執行可能な体制を整備する。